

須崎市地域公共交通活性化協議会構成機関一覧表

令和4年4月1日現在

法的根拠	規約第3条の各号	所属・機関等
法第6条第2項第1号に基づく委員	(1) 市長又はその指名する者	企画情報課
法第6条第2項第2号に基づく委員	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者	高陵交通(株)
	(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	(有)さくら観光
		須崎しんじょうハイヤー(株)
		(株)横浪交通
	(7) その他協議会に必要と認める者	建設課
	(4) 住民又は利用者の代表者	住民代表
法第6条第2項第3号に基づく委員	(5) 四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者	四国運輸局高知運輸支局(総務・企画観光部門)
	(5) 四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者	四国運輸局高知運輸支局(輸送・監査部門)
	(6) 高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長及び中山間地域対策課長又はその指名する者	高知県交通運輸政策課
		高知県中山間地域対策課
	(7) その他協議会に必要と認める者	須崎警察署交通課
		学校教育課
		子ども・子育て支援課
		長寿介護課
		福祉事務所